

「非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務」に係る質問に対する回答

No.	質問	回答
1	（仕様書：2業務の趣旨・目的） 課税開始時期が令和8年以降を予定と記載があるが、課税開始時期等について触れても構わないものなのか。	断定的な表現を避けていただければ、課税開始時期等に触れていたでいて問題ありません。
2	（仕様書：3業務の内容） (2)デザインコンセプト〈主なターゲット〉に関して、「1 空き家・別荘等」以外にどのような住宅を想定しているか。	「非居住住宅」の具体例としては、空き家（分譲マンションの空き住戸を含む）、別荘、セカンドハウスを想定しています。なお、「空き家」といっても、倒壊等の恐れがあるような老朽空き家や管理不全空き家ではなく、一定の市場性がある住宅を対象としています（老朽空き家等は「免税点」の制度により課税対象外となります）。
3	（仕様書：3業務の内容） (2)デザインコンセプト〈主なターゲット〉に関して、「2 その他の住宅所有者」とは具体的にどのような方を想定しているか。	今後、相続等により所有する住宅が空き家になる可能性が高い方（及びそのご家族）を想定しています。 これらの方々に将来的な住宅の活用方法、相続対策等について、事前に検討いただくことにより、空き家の発生抑制につなげることを意図しています。
4	（仕様書：3業務の内容） (3)納品のイ電子データについて、納品形式：Adobe Illustrator データとあるが、Adobe Indesign データでの作成・納品とすることは可能か。	Illustrator に代えて Indesign を使用いただいても構いません。